

北栄町部落差別をはじめ あらゆる差別をなくする条例

平成 17 年 10 月 1 日
条例第 102 号

(目的)

第 1 条 この条例は、現存する部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳がおかされていることにかんがみ、法の下に平等を定めた日本国憲法のとおり、すべての町民に基本的人権を保障し、根本的かつ速やかにあらゆる差別をなくし、町民一人ひとりの参加による人権尊重の町の確立を図るとともに、差別のない住みよい北栄町の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で町民一人ひとりの人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第 3 条 町民一人一人は、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第 4 条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、雇用の促進、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に策定しその推進に努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第 5 条 町は、前条の施策の策定及び推進のために、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(人権啓発活動の充実)

第 6 条 町は、町民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、啓発推進団体の支援、指導者の育成など、関係団体との緊密な連携を図り、啓発事業の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の改善を促進するものとする。

(推進体制の充実)

第 7 条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第 8 条 町は、この条例に関する事項の徹底を図るため、北栄町部落差別をはじめあらゆる差別をなくする審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の運営に関する事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。